

兵庫県南部地震に対する地震機動観測による震度観測点の発表について

兵庫県南部地震の余震が発生した場合、地震機動観測班により強化した震度観測点（以下、機動観測点と呼ぶ）の震度の発表は以下の通りで行うこととします。

（１）機動観測点の震度観測点の名称及び発表時期

次の通りの名称で発表します（　部は濁音）。

大阪西淀（オオサカニシヨド）	；大阪市西淀川区	（ <u>1月25日12時運用開始</u> ）
西宮市（ニシノミヤシ）		（ <u>1月20日19時運用開始</u> ）
神戸垂水（コウベタルミ）	；神戸市垂水区	（ <u>1月20日12時運用開始</u> ）
北淡町（ホクダンチョウ）		（ <u>1月19日12時運用開始</u> ）

（２）同報 F A X による機動観測点の震度情報の発表条件の変更

従来は、機動観測点のいずれかが震度 3 以上或いは気象官署が震度 1 以上を観測した場合に機動観測点の震度を含めて発表することとしておりましたが、次の通りの発表に変更します。

本日 1 2 時から、上記機動観測点及び気象官署のいずれかで震度 1 以上を観測した場合に機動観測点の震度を含めて発表します。

（注）この条件は大阪管区気象台における情報発表の条件であり、気象庁本庁での発表条件は、従来通り、機動観測点及び大阪管内の気象官署のいずれかが震度 3 以上となった場合です。

（３）「サイスマジョウホウ」電文による機動観測点の震度情報の提供

利用者の利便を考慮し、「サイスマジョウホウ」電文にも機動観測点の震度情報を含むこととしております。提供条件は、上記「同報 F A X による機動観測点の震度情報の発表」と同じです。

（４）「キンキュウシンド」電文の提供条件

本電文の提供条件には機動観測点も含むこととしております。従って、上記機動観測点のいずれかが震度 4 以上を観測した場合にはこの電文が発信されます。

（５）有感地震回数のカウント条件の変更

従来は、気象官署で震度 1 以上を観測した地震回数を有感地震回数として発表しておりましたが、本日 1 2 時以降、上記機動観測点及び気象官署で震度 1 以上を観測した地震回数を有感地震回数として発表することといたします。

このことにより、本日 1 2 時以降、有感地震回数が増加したように見られることとなりますが、これは見かけ上の現象ですので取扱には留意下さい。

なお、無感地震回数の基準は従来通り変更はありません。